

## 第5章 市民が主役となるまちづくり

### 1. 協働によるまちづくりの推進

#### 現状と課題

#### 市民参画の促進

- ◆「まちづくり基本条例」（平成14年制定）により、市民参加を基本とした行政運営をまちづくりの原則として定め、審議会等の公開や委員の公募制を実施し、市民参画によるまちづくりを進めています。
- ◆公募制の審議会が増加する一方で、応募者数の減少や委員の固定化傾向がみられます。
- ◆市民主体のまちづくりを進めるためには、市民と市が対等の立場でまちづくりを考え、議論できる体制の整備が必要です。

#### 地域活動、市民活動の推進

- ◆市内各町には町会組織が結成され、環境美化、防犯、福祉活動、伝統芸能の保存、地域行事など、さまざまな地域コミュニティ活動が自主的に展開されていますが、一方で生活様式の多様化や核家族化の進行などにより、地域の連帯意識が希薄になっていることが懸念されます。
- ◆町会には防災や高齢者への支援など、地域住民の生活を守る組織として重要な役割が期待されており、地域コミュニティの場、地域活動の拠点として町会館の整備や活用の推進が求められています。
- ◆「いきいき市民活動推進条例」（平成15年制定）により、市民活動を支援する拠点として市民活動支援センターを設置し、市民活動団体等の育成支援、市民活動に関する情報提供を行っています。
- ◆協働の担い手である地域活動団体、市民活動団体のリーダーや、市民と行政との連携、調整を図るためのコーディネーターの育成が求められています。
- ◆協働型のまちづくりを一層進めるためには、市民と行政がともに協働について学び、理解を深めることが大切であるとともに、地域活動団体、市民活動団体、公民館、企業など協働に関する団体間のネットワーク化を図り、まちづくり政策に反映させる必要があります。

#### まちづくり情報の充実

- ◆市民と行政の協働には、まちづくりに関する情報の共有化が不可欠であり、さまざまな媒体の特性を生かした情報の提供が求められています。
- ◆声のはがきやホームページによる問い合わせにより、市民の意見やニーズを把握するとともに、市の施策に対するパブリックコメントを実施するなど、市民の意見が反映されるまちづくりを進めています。
- ◆公正で適正な市政運営を行うため、個人情報保護の徹底を図ります。



まちづくりシンポジウム

施策の方針

市政への市民参画を進めます

市民参画による行政運営を進めるため、市民の参画機会の充実を図ります。

施策の内容	主な取り組み
市民参画機会の拡充	審議会等における公募委員の拡充 定期的なまちづくり会議の開催

地域活動、市民活動の充実を図ります

新しい公共の担い手として、地域活動団体、市民活動団体の育成を図り、市民と行政との協働型のまちづくりを進めます。

施策の内容	主な取り組み
地域活動、市民活動団体への支援	コミュニティ意識の高揚、地域活動団体への支援 市民活動団体、NPO 法人等の育成支援 コミュニティ施設整備の助成
協働体制の確立	市民、行政の協働についての意識づくり 協働のルールづくり 市民活動支援センター機能の充実（指定管理者制度の導入）
人材育成の推進	まちづくりリーダー、コーディネーターの育成 地域住民の人材活用
地域活動、市民活動団体との連携	市民活動団体、地域活動団体、公民館、企業などの連携強化 公共サービス参入機会の拡大 市民提案型協働事業の創設

まちづくり情報の充実を図ります

さまざまな媒体を活用し、双方向性の広報・広聴体制を築きます。

施策の内容	主な取り組み
行政情報の提供推進	まちづくり情報の充実、共有化推進 さまざまな媒体の活用 情報公開制度、個人情報保護制度の充実
広聴活動の充実	広報モニターを設置 地区懇談会の開催、パブリックコメントの実施

目標指標

指標	単位	基準 (平成 21 年度)	中間目標 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
市民活動団体登録数	団体	46 (H22.4.1)	58 (H27.4.1)	70 (H32.4.1)

## 2. 都市間交流の推進

### 現状と課題

#### 姉妹都市交流

- ◆昭和 61 年 3 月に、日本三大相撲辻を有する縁で群馬県藤岡市と姉妹都市提携を結び、行政をはじめ各種民間団体の交流を行っています。
- ◆行政や各種市民団体の交流が行われていますが、今後、市民（個人）レベルでの交流を深めるため、経済交流や文化交流を推進していくほか、災害時における協力支援体制を整える必要があります。

#### 友好都市交流

- ◆平成 13 年 5 月に、中国江蘇省通州市と友好都市提携を結び、海外派遣事業による青少年の派遣や児童・生徒の書画の作品交換などを行っています。
- ◆文化団体の相互訪問や物産・文化展示会の相互開催などの交流事業の実施を機会として、国際交流を推進する必要があります。



通州市訪問団と市内小学校との交流



藤岡市長から表彰を受ける唐戸山神事相撲参加選手

### 施策の方針

#### 姉妹都市交流を推進します

スポーツ・文化・産業・経済などの交流を推進し、相互の友好の絆を深めるとともに、地域の活性化を進めます。

施策の内容	主な取り組み
文化・経済交流事業の推進	文化協会による文化作品展の開催 観光と物産展の開催 市民団体の相互交流の推進
災害時の対応充実	災害時における協力支援体制づくり

#### 友好都市交流を推進します

相互理解と協調を基盤として、青少年・芸術・スポーツなどの文化交流や経済交流の分野で事業を実施しながら、友好親善を図ります。

施策の内容	主な取り組み
文化交流の推進	青少年派遣事業の実施 文化団体等の相互訪問 関係団体との連携強化
経済交流の推進	観光と物産展事業の開催

### 目標指標

指標	単位	基準 (平成 21 年度)	中間目標 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
姉妹都市との交流事業数	事業	8	15	20

## 3. 人権尊重と男女共同参画社会の実現

### 現状と課題

#### 人権尊重の意識づくり

- ◆すべての個人が互いの性と人権を尊重し、家庭・地域・職場などのあらゆる分野で、共に責任を担いながら、個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められています。
- ◆小中学校での教育活動全体を通じた人権教育や、人権擁護委員との連携による人権啓発活動などを行っています。
- ◆平成13年の「羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」の施行後、男女共同参画社会の実現を目指して、講座の開催や紙芝居による啓発活動などさまざまな取り組みを進めています。
- ◆市民の男女平等意識は少しずつ高まっていますが、家庭、職場、地域社会では依然として固定的な性別による役割分担意識が根強く存在し、男女共同参画が進まない要因となっています。

#### 政策・方針決定過程への女性の参画推進

- ◆女性が社会のさまざまな分野で活躍しているものの、平成21年度の本市の審議会等における女性委員の登用率は28.9%、行政委員会では8.6%で、女性の政策・方針決定過程への参画は進んでいません。
- ◆女性の政策・方針決定過程への参画を進めるために、女性自身の参画意識を高める活動や学習機会の充実を図ることが必要です。

#### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- ◆男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画するためには、「働き方」や「暮らし方」を見直し、家庭生活とその他の活動との両立ができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を考えた環境を整えていく必要があります。
- ◆男女が共に育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりを、事業所等へ働きかける必要があります。
- ◆男女が仕事と生活を両立し、安心して暮らせるよう子育てや介護などを社会全体で支えていく支援体制の充実を図ることが求められています。



紙芝居による男女共同参画社会推進出前講座

施策の方針

**人権が尊重されるまちづくり**

市民一人ひとりが互いの性と人権を尊重し、学校、地域、職場などあらゆる場に参画できるような意識づくりに努めます。

施策の内容	主な取り組み
人権尊重の意識づくり	人権教育の推進 人権啓発活動の推進
男女共同参画社会に向けての意識改革	男女平等教育の推進 男女共同参画に関する意識啓発の推進
人権の擁護と女性に対する暴力の根絶	人権保護の広報・啓発 DV 被害女性等の支援 相談機能の充実

**男女共同参画のまちづくり**

男女の意見が公平に反映され、対等な立場で活動できる社会を目指します。

施策の内容	主な取り組み
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等への女性の参画の促進 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 女性の人材育成と情報提供の充実
地域における男女共同参画の推進	男女共同参画による市民活動の支援 防災・環境保全分野における男女共同参画の推進

**男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進**

男女が共に仕事と生活を両立するための条件整備を進めます。

施策の内容	主な取り組み
働き方の見直しと職場環境の整備	働き方の見直しの啓発 働きやすい職場環境づくりの促進
男女の仕事と生活の両立支援	子育て支援体制の充実 介護支援制度の充実

目標指標

指標	単位	基準 (平成 21 年度)	中間目標 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
審議会等における女性委員の登用率	%	28.9	34	40

## 4. 地域情報化の推進

### 現状と課題

#### ICT(情報通信技術)利活用の推進

- ◆ケーブルテレビ網や高速インターネット網の誘致、地域イントラネットの整備や携帯電話不感地帯、テレビ難視聴地区の解消など、情報通信基盤の整備により情報格差の解消に努めてきました。
- ◆今後も技術革新により、更なる高度情報通信基盤が求められることが想定され、情報基盤の格差を生まないよう整備を行うことや、高齢化の進展を踏まえ、高齢者や障がいがある方にやさしい ICT 環境の整備を行う必要があります。
- ◆ICT が市民生活に広く浸透し、日常的に不可欠なものとなっており、今後も高度情報社会を支える重要な基盤として、行政に対する情報化施策の要望は年々増加し、その内容は高度化しています。
- ◆行政手続きの簡略化や、安全・安心なまちづくり、コミュニティの活性化など、市民生活に密着した分野での ICT の利活用が期待されています。

#### 行政事務の効率化

- ◆平成 15 年、窓口のワンストップ化を可能とした住民情報システムを導入し、行政サービスの向上、効率化を図ってきました。
- ◆さらなる行政サービスの向上や効率化を図るため、今後も行政事務の ICT 化を行う必要がありますが、ICT の技術革新に伴い、行政情報システムのあり方の変化が激しく、費用対効果を重視したシステムの構築や運用が求められています。

#### 情報化推進体制の強化

- ◆従来の広報紙、ホームページなどによる情報発信に加え、ケーブルテレビや地上デジタル放送におけるデータ放送など、多様なメディアに対する情報提供を行ってきました。
- ◆今後も時代とともに生まれてくる新たなメディアを活用し、情報発信を行っていく必要があります。
- ◆昨今の情報漏えいやコンピュータウィルスといった情報セキュリティ対策を、緊急性の高い課題として捉えていく必要があります。



電子掲示板による情報提供

## 施策の方針

### ICTによる市民サービスの向上を図ります

技術革新による更なる情報基盤の構築やさまざまな分野における ICT の利活用を推進していきます。

施策の内容	主な取り組み
ICT 利活用の推進	遠隔医療、防災情報、観光情報の発信などへの ICT の利活用推進
高度情報通信基盤の整備	高度情報通信基盤の整備 高齢者や障がいがある方にやさしい ICT 環境の整備

### 行政事務の効率化と利便性向上のための電子自治体の実現を目指します

自治体クラウドの活用により、行政事務の効率化、行政サービスの向上を目指します。

施策の内容	主な取り組み
自治体クラウドの導入	自治体クラウド（情報システム）の導入により他市町との共同利用の検討
電子自治体の実現	行政サービスの質の向上 電子決裁など電子化による行政事務の効率化推進 住基カードの利活用推進

### 情報化推進体制の強化を図ります

新たなメディア（情報媒体）への積極的な対応を進めるとともに、情報セキュリティの強化・充実を図ります。

施策の内容	主な取り組み
多様なメディアによる行政情報の発信	新たなメディア（情報媒体）への積極的な対応
情報セキュリティ強化	設備環境の強化、セキュリティ対策の推進 職員に対する情報セキュリティ教育の充実

## 目標指標

指標	単位	基準 (平成 21 年度)	中間目標 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
市ホームページアクセス数	件	256,966	328,000	418,000
申請書ダウンロード件数	件	46,898	51,700	57,100



## 5. 市民の視点に立った行財政運営の推進

### 現状と課題

#### 財政健全化の推進

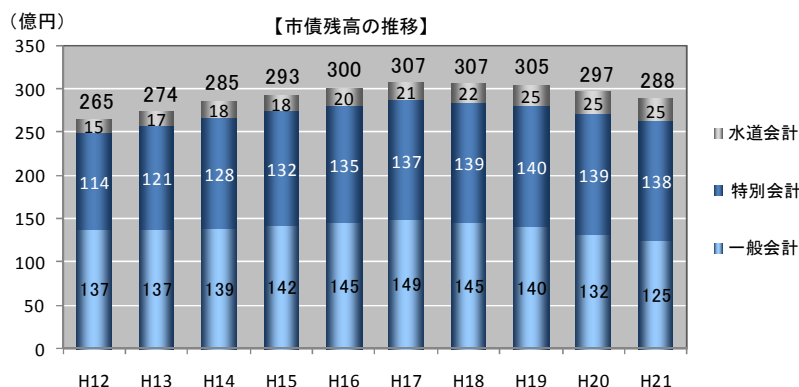
- ◆景気の低迷により、市税や地方交付税の大幅な伸びが期待できない中、扶助費や下水道事業会計への繰出金の増加などにより引き続き厳しい財政状況が見込まれます。
- ◆実質単年度収支は、平成 16 年度から赤字状態であり、財政の硬直化をみる経常収支比率は、99.3%、実質公債費比率は 19.6%（平成 21 年度決算）と非常に高い水準です。
- ◆早期の赤字体質からの脱却を目指すとともに、少子高齢化社会への対応や安全・安心なまちづくりへの対応が求められており、平成 21 年に策定した「財政再建緊急プログラム」や「中期財政計画」を基に、財政運営の健全化を進めることが重要な課題です。

#### 行政サービスの向上と効率的な行政運営の推進

- ◆「行財政改革大綱」に基づき、質の高い行政サービスの提供を推進するとともに、人件費の削減、事務事業の合理化、公共工事のコスト縮減、民間活力の活用などにより経費の削減と効率化を進めてきました。
- ◆事業の集中と選択、創意工夫による自主財源の確保を推進し、歳入に見合った財政規模の確立を目指すとともに、人口の減少を考慮した行政の構築とスリム化を図っていくことが必要です。
- ◆地域主権による変革の動きが加速し、自主自立の行政運営や地域住民、企業などの参加を得た、新しい市民協働のまちづくりが求められてきます。
- ◆省エネルギー化やリサイクルを推進し、環境にやさしく安心して暮らせるまちづくりを進めます。

#### 組織機構の見直し

- ◆行財政改革の一環として、平成 20 年 4 月に課及び係を統合しました。今後も時代の変化に柔軟に対応しながら効率的な行政運営を行うために、組織機構を見直していく必要があります。
- ◆職員定員適正化計画に基づき、職員数の削減に取り組んでいます。その結果、平成 13 年 4 月 1 日に 305 人だった職員数が、平成 22 年 4 月 1 日には 198 人となりました。
- ◆今後 10 年間で約半数の職員が退職する予定となっており、将来を見越した定員管理が課題となっています。
- ◆国による新しい制度の導入や制度の改正、住民ニーズの変化などにより、市が行う仕事の内容は常に変動しており、職員にはさまざまな課題に対応していく力が、ますます必要になっています。



## 施策の方針

### 経営的視点に立った財政運営を進めます

自主財源の確保を図るとともに、経営的視点に立った財政運営を進めます。

施策の内容	主な取り組み
自主財源の確保、拡充	市税、使用料などの収納率の向上 ふるさと納税の推進 適正な受益者負担の実施（可燃ごみの全量有料化など） 資産の活用と遊休資産の売却
経営的視点に立った財政運営の推進	地方公会計制度の導入 事務事業評価の実施

### 市民視点の行政運営を推進します

市民視点に立った行政サービスの向上を図るとともに、民間活力の導入、ICTの活用、事業の選択と集中などにより効率的な行政運営を進めます。

施策の内容	主な取り組み
市民サービスの向上	窓口サービス、公共施設サービスの充実 電子自治体化の推進
効率的かつ効果的な行政運営の推進	指定管理者制度など民間活力導入の推進 モニタリング制度の導入 事務事業の合理化、公共工事のコスト縮減 広域行政の推進、第三セクター等の見直し、施設の統廃合 職員提案制度、事務改善活動の推進 環境に配慮した事業の導入

### 効率的な行政運営の推進に努めます

組織機構の見直しや適正な職員数の管理を行うとともに、時代や住民ニーズの変化に柔軟に対応できるよう職員一人ひとりの能力を高めていきます。

施策の内容	主な取り組み
行政組織機構の見直し	柔軟な運用ができる組織機構の構築 組織階層の簡素化
職員定員適正化の推進	職員数、職員構成の適正化 総人件費の抑制
職員の人材育成	地域主権、市民協働の担い手としての人材育成 政策形成能力や専門的知識などの向上

## 目標指標

指標	単位	基準 (平成21年度)	中間目標 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
経常収支比率	%	99.3	95	90
職員数	人	198 (H22.4.1)	178 (H27.4.1)	163 (H32.4.1)